

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	30年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・内閣法制局提出資料 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料
	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		
	(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）		
	(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）		
	(5)国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）		

					<ul style="list-style-type: none"> ・答弁書 ・国会審議録・内閣意見案・同案の閣議請議書
	(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書（一の項 ト）			<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し
	(7)解釈又は 運用の基 準の設定	<p>①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書（一 の項チ）</p> <p>②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書（一の項 チ）</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
2	条約その 他の国際 約束の締 結及びそ の経緯	(1)締結の検 討	<p>①外国（本邦の域外にある國 又は地域をいう。）との交 渉に関する文書及び解釈又 は運用の基準の設定のため の決裁文書（二の項イ及び 二）</p> <p>②他の行政機関の質問若しく は意見又はこれらに対する 回答に関する文書その他の 他の行政機関への連絡及び 当該行政機関との調整に関 する文書（二の項ロ）</p> <p>③条約案その他の国際約束の 案の検討に関する調査研究 文書及び解釈又は運用の基 準の設定のための調査研究 文書（二の項ハ及びニ）</p>	30年	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・情報収集・分析
		(2)条約案の 審査	条約案その他の国際約束の案 の審査の過程が記録された文 書（二の項ハ）		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣法制局提出資料
		(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書		<ul style="list-style-type: none"> ・閣議請議書

		及び閣議に提出された文書 (二の項二)	・案件表 ・配布資料
	(4)国会審議	国会審議文書 (二の項二)	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
	(5)締結	条約書、批准書その他これらに類する文書 (二の項ホ)	・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書
	(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書 (二の項 二)	・官報の写し
3	政令の制定又は改 廃及びそ の経緯	(1)立案の検 討	<p>①立案基礎文書 (一の項イ) ②立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ) ③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)</p> <p>30年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・内閣法制局提出資料 ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照 条文、参照条文
	(2)政令案の 審査	政令案の審査の過程が記録さ れた文書 (一の項ロ)	
	(3)意見公募 手続	意見公募手続文書(一の項ハ)	

				<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)		<ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
	(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書(一の項ニ)		<ul style="list-style-type: none"> ・5点セット(要綱, 政令案, 理由, 新旧対照条文, 参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料
	(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書(一の項ト)		<ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し
	(7)解釈又は運用の基準の設定	<p>①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書(一の項チ)</p> <p>②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書(一の項チ)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
				<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令, 通達又は告示 ・運用の手引
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	<p>①立案基礎文書(一の項イ)</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)</p>	<p>30年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
				<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間報告, 最終報告, 提言

		③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
	(2)意見公募手続	意見公募手続文書(一の項ハ)	・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
	(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）	・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文
	(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	・官報の写し
	(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ） ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引

閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ） ②予算その他国会に提出された文書（三の項ハ）	30年	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機
---	-----------------	----------------------------------	--	-----	--

		<p>関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算参考資料
(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料
	②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書（三の項ロ）	<ul style="list-style-type: none"> ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） <p>（※会計検査院保有のものを除く。）</p>
	③歳入歳出決算その他国会に提出された文書（三の項ハ）	<ul style="list-style-type: none"> ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）
(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣法制局提出資料
	②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）	<ul style="list-style-type: none"> ・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料
	③答弁が記録された文書（四の項ハ）	<ul style="list-style-type: none"> ・答弁書
(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の	①立案基礎文書（五の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
	②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録

		<p>検討及び 閣議の求 めその他 の重要な 経緯（1 の項から 4の項ま で及び5 の項(1)か ら(3)まで に掲げる ものを除 く。）</p>	<p>③立案の検討に関する調査研 究文書（五の項イ）</p> <p>④行政機関協議文書（五の項 ロ）</p> <p>⑤閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文 書（五の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配布資料 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・任意のパブリックコメ ント ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答 ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料
6	関係行政 機関の長 で構成さ れる会議 (これに 準ずるも のを含む。 この項に おいて同 じ。) の 決定又は 了解及び その経緯	<p>関係行政機 関の長で構 成される会 議の決定又 は了解に関 する立案の 検討及び他 の行政機関 への協議そ の他の重要 な経緯</p>	<p>①会議の決定又は了解に係る 案の立案基礎文書（六の項 イ）</p> <p>②会議の決定又は了解に係る 案の検討に関する調査研究 文書（六の項イ）</p> <p>③会議の決定又は了解に係る 案の検討に関する行政機関 協議文書（六の項イ）</p> <p>④会議に検討のための資料と して提出された文書（六の 項ロ）及び会議（国務大臣 を構成員とする会議に限</p>	<p>10年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・内閣総理大臣指示 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答 ・配布資料 ・議事の記録

			る。) の議事が記録された文書		
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）		・決定・了解文書
7	省議（これに準ずるものと含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ） ②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（七の項イ） ③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項口）及び省議（国務大臣を構成員とする省議に限る。) の議事が記録された文書 ④省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）	10年	• 基本方針 • 基本計画 • 条約その他の国際約束 • 大臣指示 • 外国・自治体・民間企業の状況調査 • 関係団体・関係者のヒアリング • 配布資料 • 議事の記録 • 決定・了解文書

複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ） ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ） ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）	10年	• 基本方針 • 基本計画 • 条約その他の国際約束 • 内閣総理大臣指示 • 外国・自治体・民間企業の状況調査 • 関係団体・関係者のヒアリング • 各省への協議案 • 各省からの質問・意見 • 各省からの質問・意見に対する回答
---	---------------------	---	---	-----	---

			<p>④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項口）</p> <p>⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・議事の記録 ・配布資料 <p>・申合せ</p>
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	<p>①立案基礎文書（九の項イ）</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）</p> <p>③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）</p> <p>④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項口）</p> <p>⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案 ・通知
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	<p>①立案基礎文書（九の項イ）</p> <p>②立案の検討に関する審議会</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯

		等文書（九の項イ）	・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配布資料 ・ 中間答申，最終答申，中間報告，最終報告，建議，提言
		③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
		④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）	・ 基準案
		⑤基準を地方公共団体に通知した文書（九の項ハ）	・ 通知

個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号） 第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他重要な	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項） ②立案の検討に関する調査研究文書（十の項） ③意見公募手續文書（十の項） ④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配布資料 ・ 中間答申，最終答申，中間報告，最終報告，建議，提言 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由 ・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案
----	------------------	---	---	-----	---

	経緯	基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項） ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）		・標準処理期間案
	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	・審査案 ・理由
	(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	5年	・処分案 ・理由
	(4)補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2	①交付の要件に関する文書（十三の項イ） ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ） ③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書

		条第1項 の補助金 等をいう。 以下同 じ。) の交 付に関す る重要な 経緯			
	(5)不服申立てに る審議会等におけ る検討その他の重 要な経緯	<p>①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ）</p> <p>②審議会等文書（十四の項ロ）</p> <p>③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）</p> <p>④裁決書又は決定書（十四の項ニ）</p>	<p>裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書 	
	(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	<p>①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）</p> <p>②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）</p> <p>③判決書又は和解調書（十五の項ハ）</p>	<p>訴訟が終結する日に係る特定日以後10年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書 	
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、

ハの処分基準、同号二の行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	②立案の検討に関する調査研究文書（十の項） ③意見公募手續文書（十の項） ④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号二の行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項） ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）		中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・標準処理期間案
(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	・審査案 ・理由
(3)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	5年	・処分案 ・理由
(4)補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に	①交付の要件に関する文書（十三の項イ） ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由

		関する重 要な経緯	③補助事業等実績報告書（十 三の項ハ）		・実績報告書
		(5)不服申立てに る審議会等におけ る検討その他の重 要な経緯	①不服申立書又は口頭による 不服申立てにおける陳述の 内容を録取した文書（十四 の項イ） ②審議会等文書（十四の項ロ） ③裁決、決定その他の処分を するための決裁文書その他 当該処分に至る過程が記録 された文書（十四の項ハ） ④裁決書又は決定書（十四の 項ニ）	裁決、決 定その他 の処分が される日 に係る特 定日以後 10年	・不服申立書 ・録取書 ・諮詢 ・議事の記録 ・配布資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書
		(6)国又は行政機関を 当事者とする訴訟 の提起その他の訴 訟に関する重要な 経緯	①訴訟の提起に関する文書 （十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証 に関する文書（十五の項ロ） ③判決書又は和解調書（十五 の項ハ）	訴訟が終 結する日 に係る特 定日以後 10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書
		職員の人事に関する事項			
13	職員の人 事に関する 事項	(1)人事評価 実施規程 の制定又 は変更及 びその經 緯	①立案の検討に関する調査研 究文書（十六の項イ） ②制定又は変更のための決裁 文書（十六の項ロ） ③制定又は変更についての協 議案、回答書その他の内閣 総理大臣との協議に関する 文書（十六の項ハ）	10年	・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・規程案 ・協議案 ・回答書

		④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書（十六の項二）		・報告書
(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	①計画の立案に関する調査研究文書（十七の項）	3年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・計画案 ・実績	
	②計画を制定又は改廃するための決裁文書（十七の項）			
	③職員の研修の実施状況が記録された文書（十七の項）			
(3)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書（十八の項）	3年	・申請書 ・承認書	
(4)退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書（十九の項）	支給制限 その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	・調書	

その他の事項

14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項まで	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10年	・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
----	------------------------	----------------------------------	-------------------------	-----	---

		に掲げる ものを除 く。)	②立案の検討に関する調査研 究文書（二十の項イ） ③意見公募手續文書（二十の 項イ） ④制定又は改廃のための決裁 文書（二十の項ロ） ⑤官報公示に関する文書（二 十の項ハ）	・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結 果及びその理由 ・告示案 ・官報の写し
		(2)訓令及び 通達の立 案の検討 その他の 重要な經 緯（1の 項から13 の項まで に掲げる ものを除 く。)	①立案の検討に関する調査研 究文書（二十の項イ） ②制定又は改廃のための決裁 文書（二十の項ロ）	10年 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案
15	予算及び 決算に関 する事項	(1)歳入、歳 出、継続 費、繰越 明許費及 び国庫債 務負担行 為の見積 に関する 書類の作 製その他 の予算に 関する重	①歳入、歳出、継続費、繰越 明許費及び国庫債務負担行 為の見積に関する書類並び にその作製の基礎となつた 意思決定及び当該意思決定 に至る過程が記録された文 書（二十一の項イ） ②財政法（昭和22年法律第34 号）第20条第2項の予定經 費要求書等並びにその作製 の基礎となつた意思決定及 び当該意思決定に至る過程	10年 ・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求 書

要な経緯 (5の項 (1)及び(4) に掲げる ものを除 く。)	が記録された文書（二十一 の項口） ③①及び②に掲げるもののほ か、予算の成立に至る過程 が記録された文書（二十一 の項ハ） ④歳入歳出予算、継続費及び 国庫債務負担行為の配賦に 関する文書（二十一の項ニ）		<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算及び会計令第 12条の規定に基づく予 定経費要求書等の各目 明細書 ・行政事業レビュー ・執行状況調査 <p>・予算の配賦通知</p>
(2)歳入及び 歳出の決 算報告書 並びに国 の債務に 関する計 算書の作 製その他 の決算に 関する重 要な経緯 (5の項 (2)及び(4) に掲げる ものを除 く。)	①歳入及び歳出の決算報告書 並びにその作製の基礎とな った意思決定及び当該意思 決定に至る過程が記録され た文書（二十二の項イ） ②会計検査院に提出又は送付 した計算書及び証拠書類 (二十二の項口) ③会計検査院の検査を受けた 結果に関する文書（二十二 の項ハ） ④①から③までに掲げるもの	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入及び歳出の決算報 告書 ・国の債務に関する計算 書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・出張計画書 ・出張旅程表 ・旅行命令簿 ・歳入簿・歳出簿・支払 計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の 帳簿 <p>・計算書</p> <p>・証拠書類（※会計検査 院保有のものを除く。）</p> <p>・意見又は処置要求 (※会計検査院保有のも のを除く。)</p> <p>・調書</p>

			<p>のほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項二）</p> <p>⑤国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ）</p>		
					<ul style="list-style-type: none"> ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置
16	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	<p>機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては事業計画）、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書（二十四の項ハ）	<p>①立案の検討に関する調査研究文書（二十四の項イ）</p> <p>②制定又は変更のための決裁文書（二十四の項ロ）</p> <p>③中期計画（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては事業計画）、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書（二十四の項ハ）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・中期目標案 ・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書

		以下この 項におい て同じ。) の制定又 は変更に に関する立 案の検討 その他の 重要な經 緯		
	(2)独立行政 法人通則 法その他 の法律の 規定によ る報告及 び検査そ の他の指 導監督に に関する重 要な經緯	①指導監督をするための決裁 文書その他指導監督に至る 過程が記録された文書（二 十五の項イ） ②違法行為等の是正のため必 要な措置その他の指導監督 の結果の内容が記録された 文書（二十五の項ロ）	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・報告 ・検査 ・是正措置の要求 ・是正措置
18	政策評価 に関する 事項	行政機関が 行う政策の 評価に関す る法律（平 成13年法律 第86号。以 下「政策評 価法」とい う。）第6 条の基本計 画の立案の 検討、政策 評価法第10 条第1項の 評価書の作	①政策評価法第6条の基本計 画又は政策評価法第7条第 1項の実施計画の制定又は 変更に係る審議会等文書 (二十六の項イ) ②基本計画又は実施計画の制 定又は変更に至る過程が記 録された文書（二十六の項 イ） ③基本計画の制定又は変更の ための決裁文書及び当該制 定又は変更の通知に関する 文書（二十六の項イ） ④実施計画の制定又は変更の ための決裁文書及び当該制	10年 <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間報告、最終報告、 提言 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・基本計画案 ・通知 ・事後評価の実施計画案 ・通知

		成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ） ⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（19の項に掲げるものを除く。）（二十六の項ロ） ⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）	・評価書 ・評価書要旨 ・政策への反映状況案 ・通知
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書（二十七の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（二十七の項イ） ④政策評価法による事前評価に関する文書（二十七の項ヘ）	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨

			<p>⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書（二十七の項口）</p> <p>⑥事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ）</p> <p>⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項ニ）</p> <p>⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項ホ）</p> <p>⑨政策評価法による事後評価に関する文書（二十七の項ヘ）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・協議・調整経緯 ・実施案 ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨
20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(4)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
		(2)審議会等（1の項から20の	審議会等文書（二十九の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮詢 ・議事の記録

		項までに掲げるものを除く。)			・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
22 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項） ②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項） ③決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項） ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項）	常用（無期限）	・行政文書ファイル管理簿	
			5年	・受付簿 ・文書接受簿	
			30年	・決裁簿	
			30年	・移管・廃棄簿	
23 国有財産に関する事項	国有財産の管理及び処分に関すること	①国有財産台帳	常用		
		②国有財産増減及び現在額に関する文書	5年	・国有財産増減及び現在額報告書	
		③国有財産無償貸付状況に関する文書	3年	・国有財産無償貸付状況報告書	
24 監査・監察に関する事項	監査・監察に関する重要な経緯	①監査・監察の企画・立案等に関する文書	5年	・監査計画	
		②監査・監察の実施、結果に関する文書		・監査結果報告 ・監査調書 ・監査に関する出張報告書 ・監査のフォローアップ	

備考

- 1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
 - (2) 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
 - (3) 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書

- (4) 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
- (5) 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- (6) 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
- (7) 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
- (8) 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大蔵等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議
- (9) 省議（これに準ずるものを含む。）省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大蔵等で構成される会議
- (10) 特定日 第14条第7項（施行令第8条第7項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）
- 2 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 3 本表の第3欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。
- 4 本表各項の第4欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第2欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。
- 5 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参照し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。